随　時　監　理

令和８年度

仕　様　書

（ 随時監理用 ）

委託業務名：Ｒ８波土　浅川港海岸（浅川地区）　海・浅川　水門建屋新築監理業務

徳島県美波県土整備事務所

仕様書（随時監理用）

1　総則

(1)　受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。

(2)　委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。

(3)　乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。

(4)　乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。

(5)　その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2　業務概要

(1)　委託業務名　Ｒ８波土　浅川港海岸（浅川地区）　海・浅川　水門建屋新築監理業務

(2)　業務箇所　　海部郡海陽町浅川

(3)　履行期間　　契約書による。

(4)　業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工　　事　　名	工　　期	設計金額(千円)	備　　考
Ｒ８波土浅川港海岸（浅川地区）海・浅川水門建屋工事（企育）（担）	契約締結日の翌日から 315 日間	約 44,066 千円	

3　業務内容

(1)　設計監理業務

ア　設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成

イ　設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾

ウ　設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システムＲＩＢＣ２データで提出すること。

(2)　現場監理業務

ア　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査

イ　契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討

ウ　工事に関連する関係諸機関との協議

エ　関連する２以上の工事における工程等の調整

オ　県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡

カ　工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告

キ　対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力

ク　契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理

ケ　工事に関する官公署への提出書類等の作成

コ　定例会、県監督員及び関係者との協議等の議事録の作成

サ　現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：１回/月、主任担当技術者：毎回）

4　業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1)　管理技術者（１名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2)　主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者　各１名以上　ただし、上記（１）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を充分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後５年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5　業務の処理要領

(1)　甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2)　甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。
なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3)　乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4)　乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5)　乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。
なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6)　乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については甲の指示によるものとする。

※休日等とは、土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日のことをいう。

ア　契約締結後 14 日（休日等を除く）以内

・業務計画書

イ　各月末(翌月の 10 日までに提出)

・工事監理状況報告書

ウ　部分引渡し時

・委託業務部分引渡しに係る検査請求書

・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ　完了時

・委託業務完了検査請求書

・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ　随時

・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類

・議事録

・その他必要な書類

6　貸与品

(1)　対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用することができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(2)　この業務を行うにあたり必要な業務資料は、発注者から貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。

(3)　受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当者に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(4)　受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(5)　取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

(6)　受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7)　受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これをすみやかに発注者に報告するものとする。

7　その他

(1)　年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。

(2)　工事の出来高については、令和８年度：約８０％、令和９年度：約２０％である。

(3)　追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
　　ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）

(4)　受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

別　表

工 事 監 理 業 務　一 覧 表

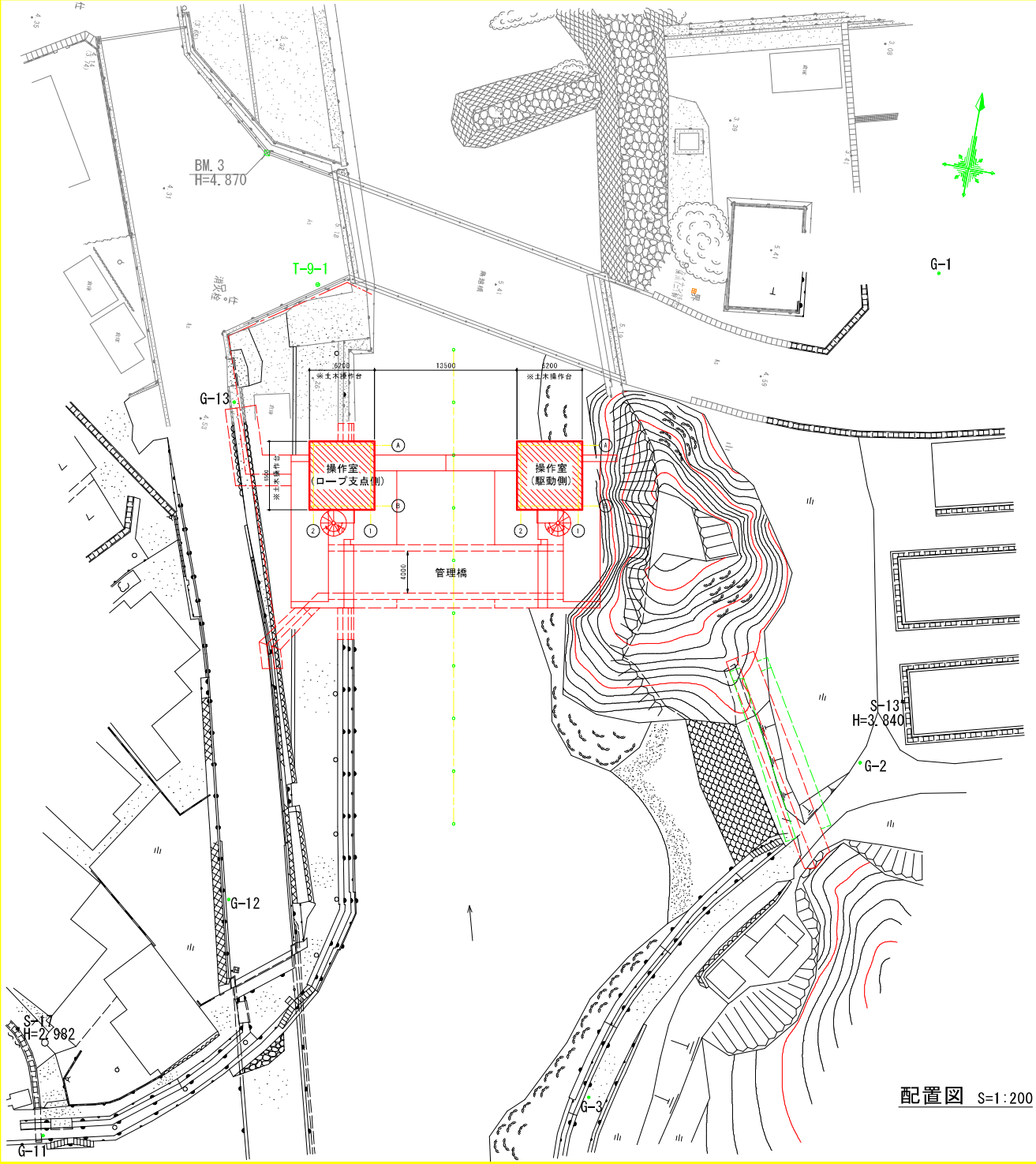
処理区分 / 業務事項	業務担当技術者								県監督員					備考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
1　書類関係														
工事工程表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施工管理技術者				○				○			○			
技術者台帳											○		○	県へ直接
電気保安技術者				○				○			△			
工事用電力設備保安責任者				○				○			△			
技能資格者証明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施工体系図				○			△	○			○		△	
施工体制台帳				○			△	○			○		△	
再下請負通知書				○			△	○			○		△	
工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）											○		○	県へ直接
官公署竣工検査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察署、保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工事施工報告書				○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
火災保険等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事故報告書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材料品検収願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真 その他				○				○			○		○	保全に関する資料

処理区分 / 業務事項	業務担当技術者								県監督員					備考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
2 準備														
工事予定表				○				○		○				
実施工程表		△	○					○		○				
総合施工計画書		△	○					○		○				
施工見本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
施工図		△	○					○		△				
工種別施工計画書		△	○					○		○				
3 材料														
配合計画書		△	○					○		○				
機器製作図 (機材承認図)		△	○					○		○				
同等品使用願				○			○	○			○		○	
材料品検収願		△	○		○			○		○				
材料・製品検査(試験) 工場検査	△	△		○	△			○	△		△	△		
4 安全関係														
支障物件確認書	○			○				○	△		○			支障物件確認書
	県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮囲い等	○			○				○	△		△			安全再確認シート
墜落防止チェックシート				○				○			△			
足場	○			○				○	△		○			足場チェックリスト
	県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
5 施工														
監督員事務所		△	○					○			○			
敷地調査	○			○				○	△		△			
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		1工程毎
工法提案						○		○			○			

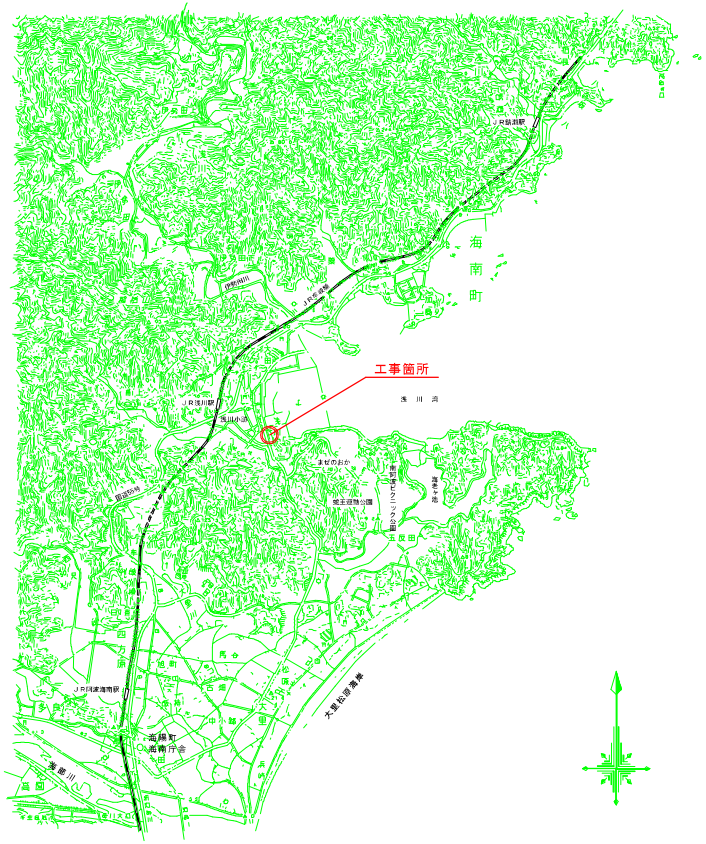
処理区分 / 業務事項	業務担当技術者								県監督員					備考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
ベンチマーク	○	△			○			○	△		△			
地縄張り	○	△			○			○	△		△			
遣りかた	○	△			○			○	△		△			
墨出検査	△				○			○	△		△			
文化財発見	○			○				○	△		△			
根切り完了	△				○			○	△		△			
発生材処理	△			○				○	△		△			
杭工事	○				○			○	△		△			全数立会 試験杭は県監督員立会
載荷試験	○				○			○	△		△			
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
鉄骨超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
鉄骨締付建方	○		○		○			○	△		△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施設管理者と各工事との調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			ｽﾘｰﾌﾞ配管、ｲﾝｻｰﾄ取付等
設備機能試験（検査・調整を含む）	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査 中間検査	○				○			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△　必要とする場合のみ

（注）立会等　の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による
対象工事により必要となる業務事項を適用する



配置図 S=1:200



案内図

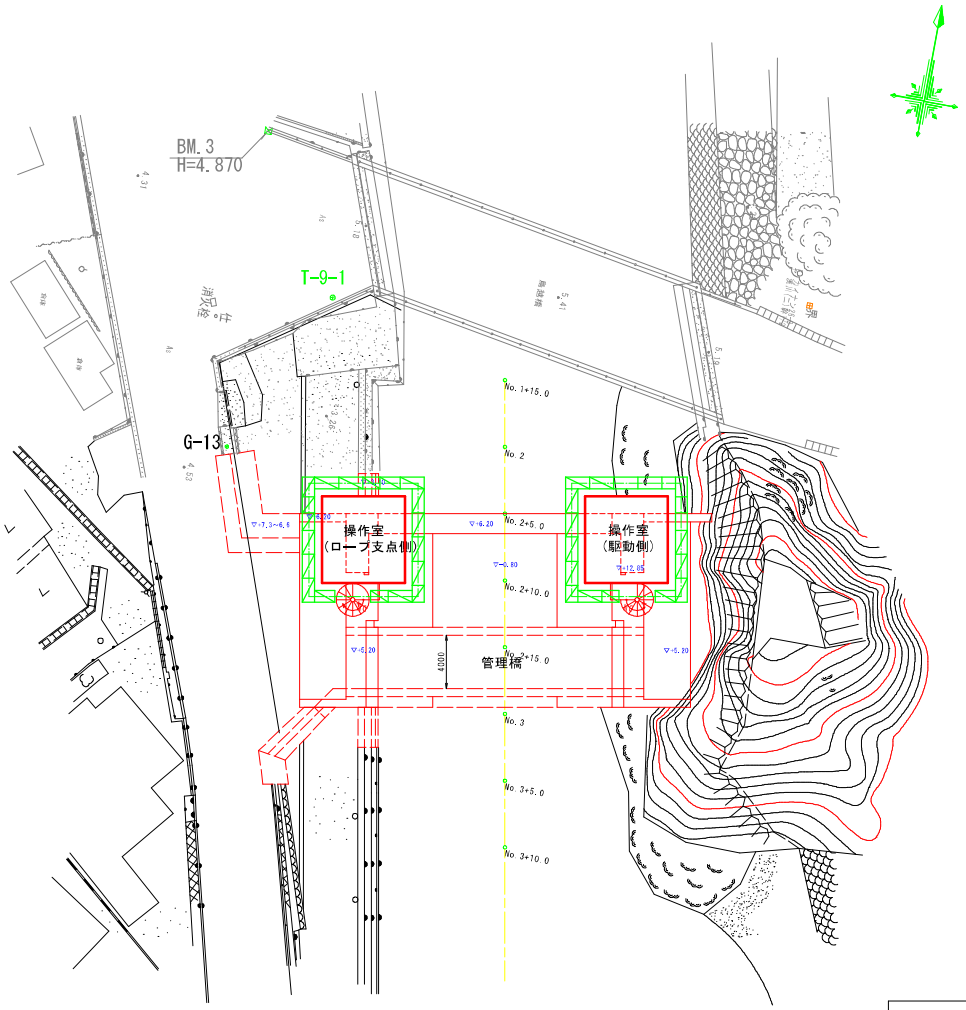
基準点座標一覧表

点 名	X座標	Y座標	標 高
G-1	69627.518	80100.281	3.657
G-2	69580.483	80101.336	3.906
G-3	69544.588	80081.745	3.540
G-4	69508.544	80065.235	3.342
G-5	69489.301	80032.229	4.215
G-6	69514.976	79978.443	3.174
G-7	69543.787	79971.358	3.546
G-8	69546.964	79940.024	3.125
G-9	69530.236	79981.614	3.132
G-10	69528.172	80004.327	3.222
G-11	69531.645	80031.461	3.006
G-12	69556.875	80044.741	6.484
G-13	69603.396	80036.719	4.923

水準点座標一覧表

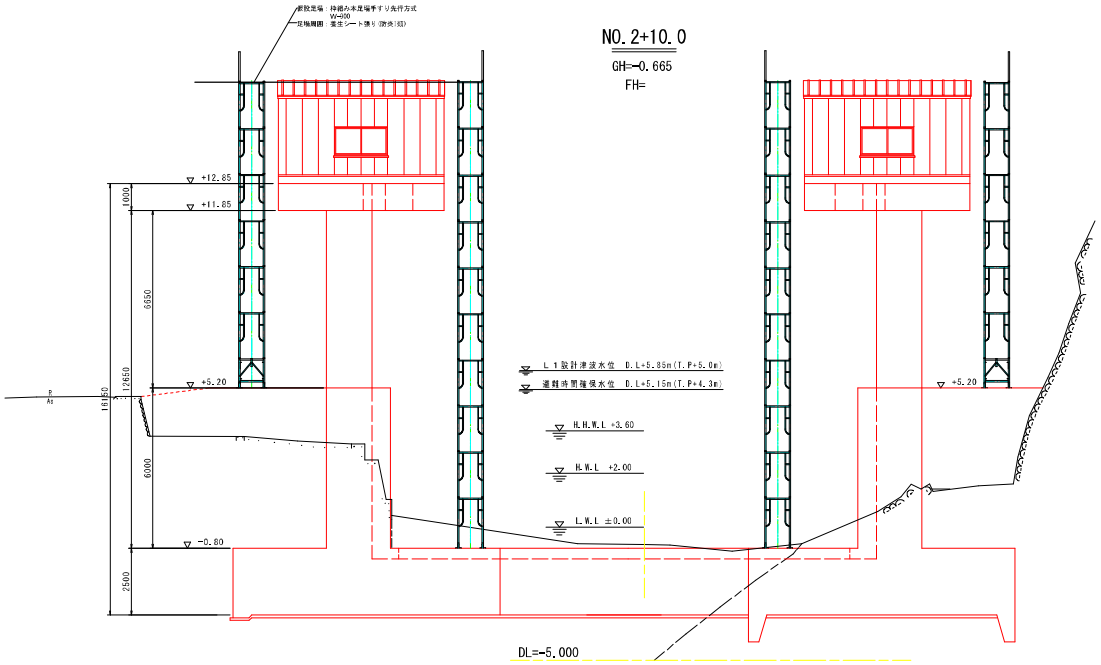
点 名	X座標	Y座標	標 高
S-13	69586.916	80104.263	3.840
S-14	69501.567	80067.072	3.376
S-15	69497.356	80000.766	2.719
S-16	69554.124	79931.403	3.524
S-17	69541.187	80027.264	2.982

工事名	R8浚土 浅川港海岸（浅川地区） 海・浅川 水門築屋工事（企育）（担）
路線名等	浅川港海岸（浅川地区）
工事箇所	海部郡海陽町浅川
図面名	配置図、案内図
縮 尺	1:200
図面番号	1 / 20
会社名	
設計者名	四国建設コンサルタント株式会社 一級建築士事務所 徳島県知事登録第21103号 一級建築士 第345932号 稲井崇
事業者名	徳島県美波県土整備事務所



仮設計画平面図 S=1:200

…仮囲い重鉛波板鉄板H-1800を示す。



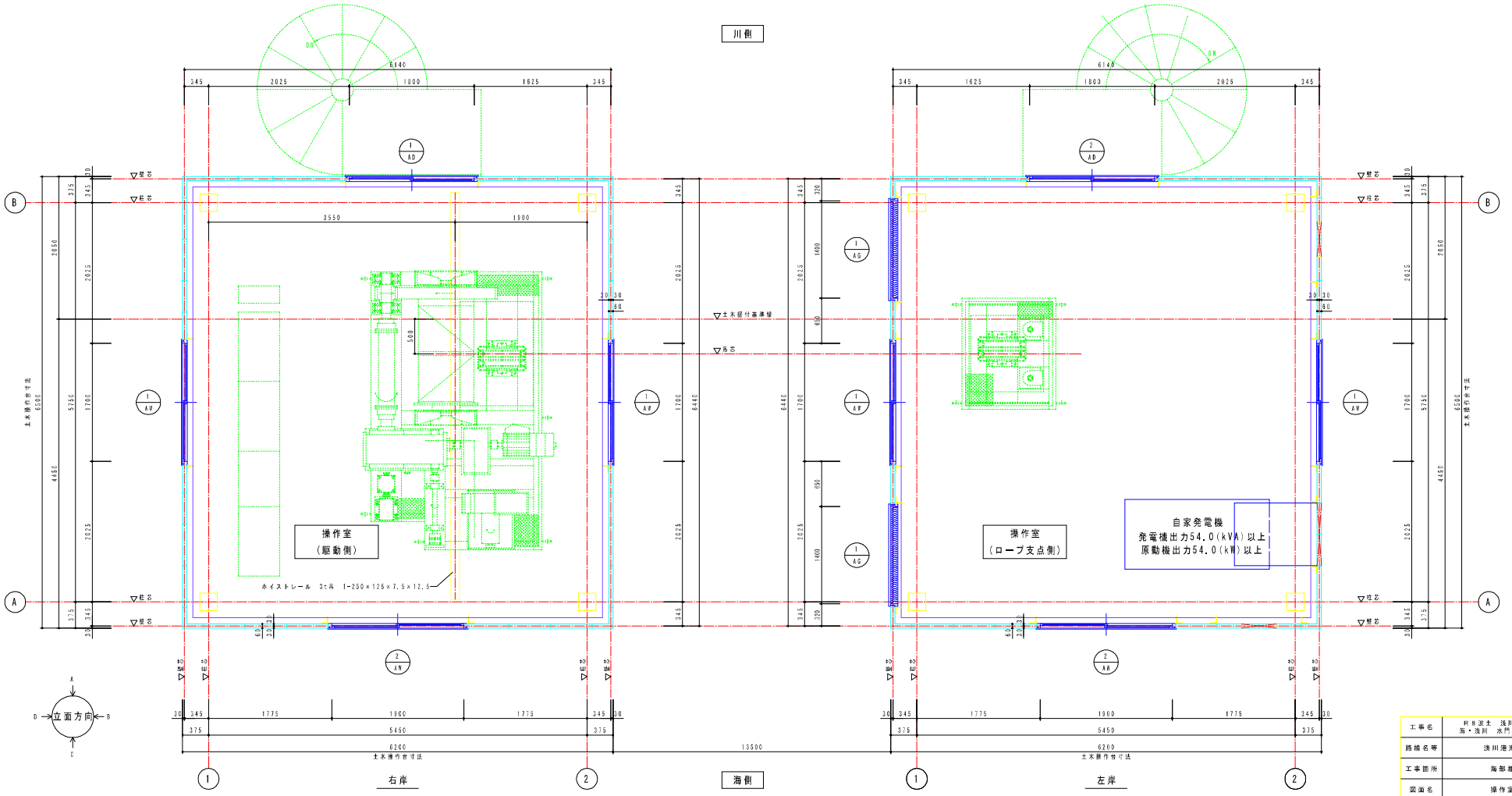
仮設計画横断図 S=1:100

工事名	R８波土　浅川港海岸（浅川地区） 浜・浅川　水門建屋工事（企育）（担）
路線名等	浅川港海岸（浅川地区）
工事箇所	海部郡海陽町浅川
図面名	仮設計画図
縮尺	図示
図面番号	2 / 20
会社名	
設計者名	四国建設コンサルタント株式会社 一級建築士事務所 徳島県知事登録第21103号 一級建築士 第345932号 稲井崇
事業者名	徳島県美波県土整備事務所

外部仕上	
屋根	屋根：チタン複合合金 t= 0.5 瓦棒葺き
	屋根下地：アスファルトルーフィング940 耐火野地板 t=25
軒裏	
外壁	押出成形セメント板張り t=60の上、複層塗材E
	コンクリート打放し(B)の上、複層塗材E
備考	

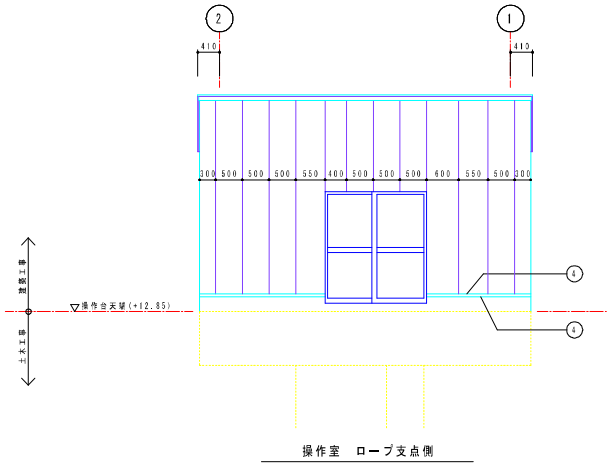
内部仕上	
天井	耐火野地板 t=25 素地
内壁	押出成形セメント板張り t=60 現し 鉄部 溶融亜鉛メッキ仕上げ
床	施上げコンクリート直均し仕上げ(別途工事)
備考	ホイストレール 3t吊 I-250×125×7.5×12.5 (駆動側)

上屋床面積	
操作室 (ロープ支点側)	6.140×6.440 = 39.5416 39.54㎡
操作室 (駆動側)	6.140×6.440 = 39.5416 39.54㎡

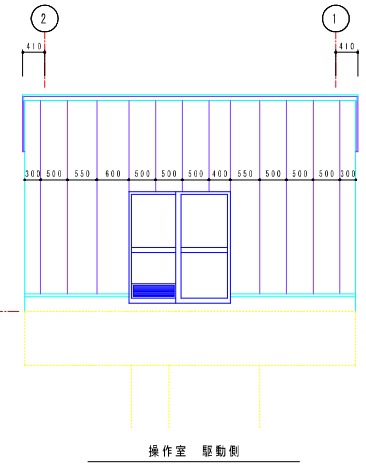


平面詳細図 1:30

工事名	R8浚土 浅川港海岸（浅川地区） 海・浅川 水門建屋工事（全省）（担）
路線名等	浅川港海岸（浅川地区）
工事箇所	海部郡海陽町浅川
図面名	操作室平面詳細図
縮尺	1:30
図面番号	3 / 20
会社名	
設計者名	四国建設コンサルタント株式会社 一級建築士事務所 徳島県知事登録第21103号 一級建築士 第345932号 稲井崇
事業者名	徳島県美波県土整備事務所

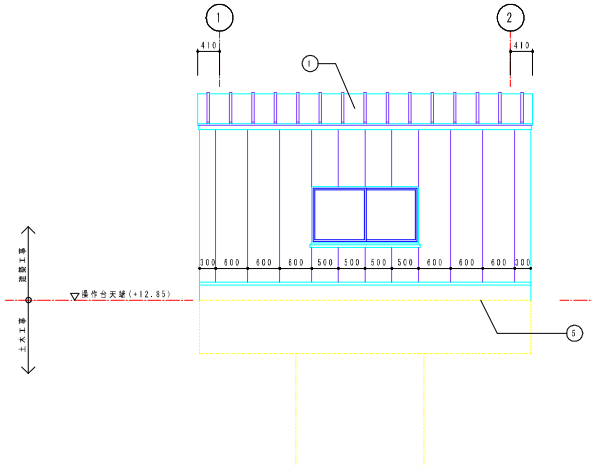


操作室　ロープ支点側

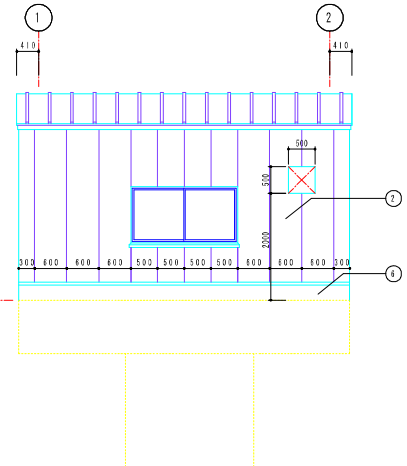


操作室　駆動側

A立面図　1:50



操作室　駆動側



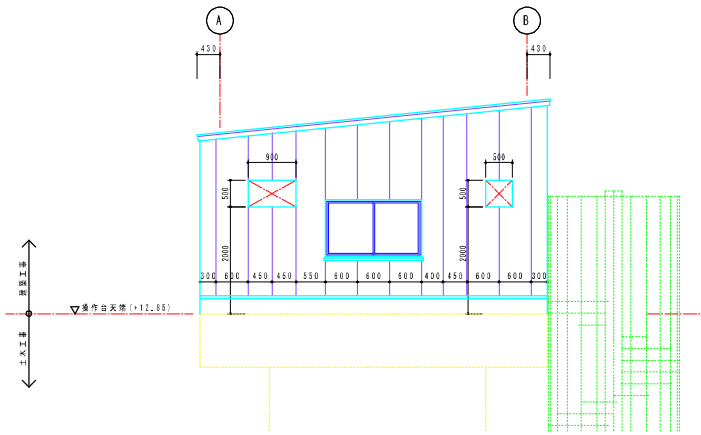
操作室　ロープ支点側

C立面図　1:50

立面図凡例

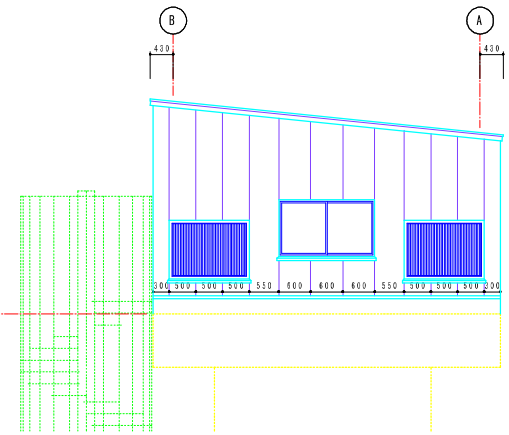
①	屋根：チタン亜鉛合金　t= 0.5 瓦棒葺き
②	押出成形セメント板張り　t=60の上、複層塗材E
③	ステンレス製水切り　t=1.5
④	シーリングMS-2　15×10
⑤	打継目地 20×20　，　シーリングPU-2 20×10
⑥	コンクリート打放し(B)の上、複層塗材E

工事名	R８災土　浅川漫海岸（浅川地区） 海・浅川　水門建屋工事（企育）（担）
路線名等	浅川漫海岸（浅川地区）
工事箇所	海部郡海陽町浅川
図面名	操作室立面図（1）
縮　尺	1:50　図面番号　4 / 20
会社名	
設計者名	四国建設コンサルタント株式会社　一級建築士事務所 徳島県知事登録第21103号　一級建築士 第345932号 稲井崇
事業者名	徳島県美波県土整備事務所



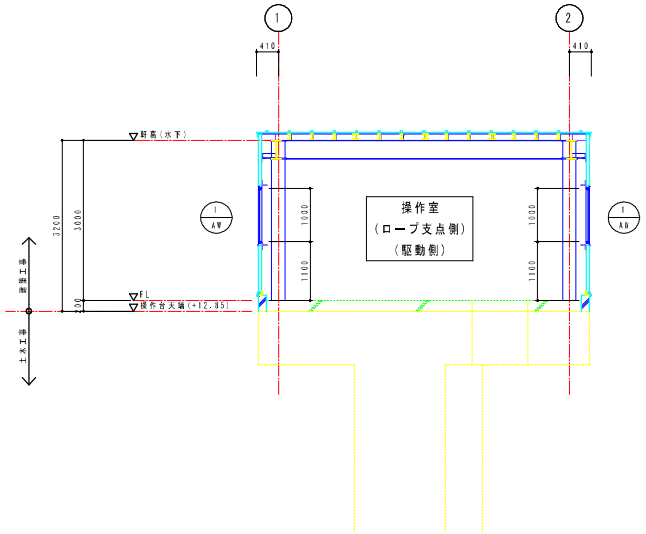
操作室　ロープ支点側・駆動側

B立面図　1:50



操作室　ロープ支点側・駆動側

D立面図　1:50

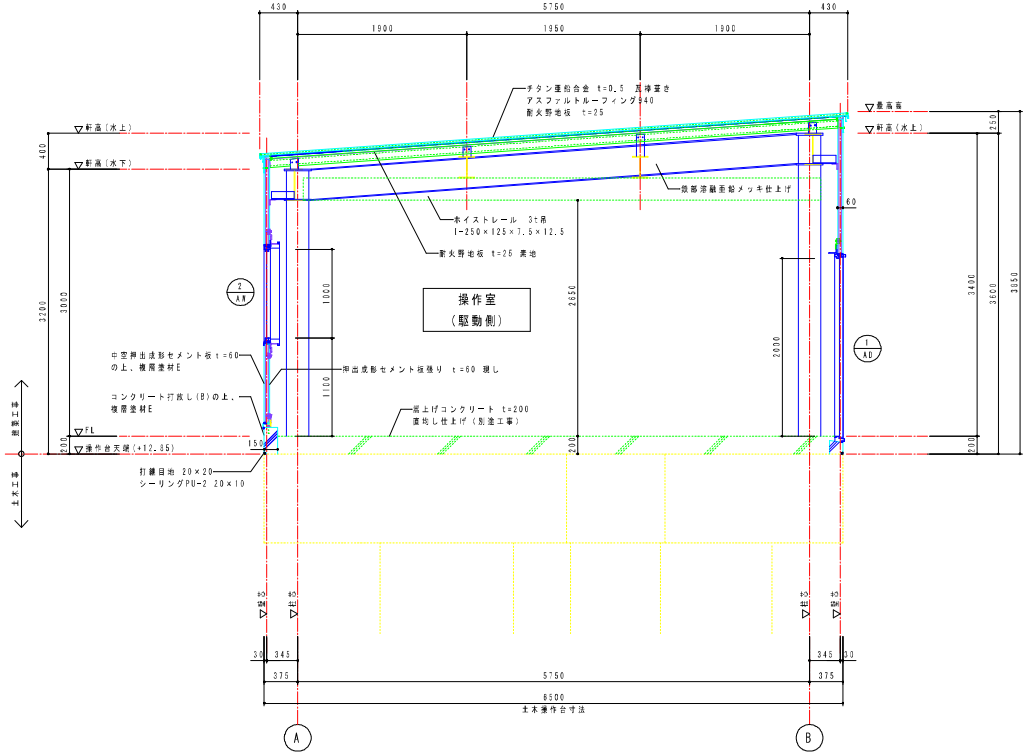


断面図　1:50

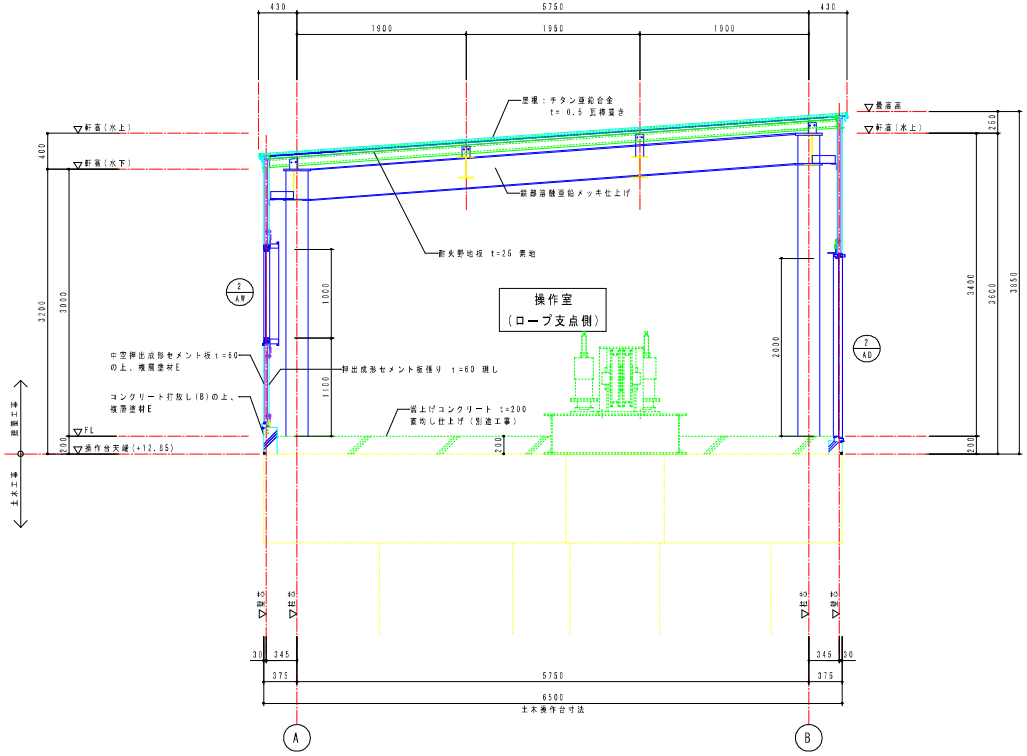
建具表　1:50

記号・名称	1 AD アルミ製引違い扉戸	1 AD アルミ製引違い扉戸	1 AW アルミ製引違い窓	2 AW アルミ製引違い窓	1 AG アルミ製防水ガラリ
	ロープ支点側 — 駆動側 1か所	ロープ支点側 1か所 駆動側 —	ロープ支点側 2か所 駆動側 2か所	ロープ支点側 1か所 駆動側 1か所	ロープ支点側 2か所 駆動側 —
姿図	1800 2000 210 820	1800 2000	1700 850 850 1000 1100 FL	1900 950 950 1000 1100 FL	1400 1000 500 FL 断面 水平断面
枠見込	70	70	70	70	100
仕上げ	B種　B-1種	B種　B-1種	B種　B-1種	B種　B-1種	B種　B-1種
ガラス	網入みがき板ガラス　t6.8	網入みがき板ガラス　t6.8	網入みがき板ガラス　t6.8	網入みがき板ガラス　t6.8	——
金物	付属金物一式 引戸錠（外：シリンダー、内：サムターン） ステンレス水切 防水ガラリ（必要有効開口面積0.04㎡ 開口率40%） SUS防虫網付	付属金物一式 引戸錠（外：シリンダー、内：サムターン） ステンレス水切	付属金物一式、アルミ水切	付属金物一式、アルミ水切	付属金物一式、アルミ水切 網戸（SUS） 防水ガラリ（必要有効開口面積1.40㎡ 開口率70%）

工事名	R８災土　浅川漫海岸（浅川地区） 海・浅川　水門設置工事（企資）（担）
路線名等	浅川漫海岸（浅川地区）
工事箇所	海部郡海陽町浅川
図面名	操作室立面図(2)，断面図，建具表
縮　尺	1:50　図面番号　5 / 20
会社名	
設計者名	四国建設コンサルタント株式会社　一級建築士事務所 徳島県知事登録第21103号　一級建築士 第345932号 稲井崇
事業者名	徳島県美波県土整備事務所



操作室　駆動側



操作室　ロープ支点側

矩計図　1:30

工事名	R８波土　浅川漫湾岸（浅川地区） 海・浅川　水門建屋工事（企育）（担）
路線名等	浅川港海岸（浅川地区）
工事箇所	海部郡海陽町浅川
図面名	操作室矩計図
縮　尺	1:30　図面番号　6 / 20
会社名	
設計者名	四国建設コンサルタント株式会社 一級建築士事務所 徳島県知事登録第21103号 一級建築士 第345932号 和井泉
事業者名	徳島県美波県土整備事務所